# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年2月21日提出

【ファンド名】 あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド(為替ヘッジあり)

あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド(為替ヘッジなし)

【発行者名】 あおぞら投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 原田 政明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町六丁目1番地1

【事務連絡者氏名】 大久保 由美子

【連絡場所】 東京都千代田区麹町六丁目1番地1

【電話番号】 03-6752-1050

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

#### 1【提出理由】

「あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド(為替ヘッジあり)」及び「あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド(為替ヘッジなし)」(以下、本ファンドといいます。)は主要投資対象の変更及びこれに伴う換金・申込不可日の変更を行いますので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に従い、本臨時報告書を提出するものです。

### 2【報告内容】

### (1) 変更の内容についての概要

本ファンドが投資対象としている「ケイマン籍外国投資信託受益証券(円建て)グローバル・マルチ・ストラテジーズ・US・ショート・デュレーション・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)」について、今後償還されることが判明したため、投資対象ファンドの変更を行います。変更後の本ファンドの投資対象ファンドは、変更前と同一の運用会社であるアリアンツ・グローバル・インベスターズが運営し、運用戦略やファンドの特色も同様であることから、投資態度、投資制限等の変更は生じず、重大事項の変更には該当しないものと判断しております。

なお、当該投資対象ファンドの変更に伴い、換金・申込不可日に変更が生じることから、換金・申込不可日の変更については、重大な投資信託約款の変更の手続きを行う予定です。

変更後の内容は以下の通り。(変更箇所は下線部)

#### 投資対象ファンド:

ケイマン籍外国投資信託受益証券(円建て)

<u>アリアンツ・グローバル・インベスターズ・トラスト</u>アリアンツ・ショート・デュレーション・ ハイ・イールド・ファンド(為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)

親投資信託 あおぞら・マネー・マザーファンド

## 換金・申込不可日:

ニューヨークの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日または香港の銀行休業日

(2) 当該変更の年月日 2019年4月11日